審議案件に関する概要

平成30年5月15日 第1部会提出

届出条項 大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)	
届出日	平成29年10月23日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
有限会社KL 代表取締役 松本 教子	江別市元江別807番地の3

2. 届出事項

(1) + 65 5 7 10-7	e Land	DCMホーマック元江別店・コープさっぽろえべつ店			
(1)店舗名及び所	r在地	江別市元江別807番32ほか			
(2)小売業者名、代表者名及び住所		DCMホーマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号 生活協同組合コープさっぽろ 理事長 大見 英明 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号			
(3)変更年月日		平成30年6月24日			
(4)店舗面積の合	計	10,658 m²			
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	462 台			
	駐輪場の収容台数	55 台			
	荷さばき施設の面積	計 340 m²			
	廃棄物保管施設の容量	計 146 m³			
(6)施設の	開店時間•閉店時間	DCMホーマック株式会社 午前7時30分から午後9時00分まで 生活協同組合コープさっぽろ 午前7時30分から午後9時50分			
運営方法	駐車場の利用時間帯	午前7時00分から午後10時00分まで			
	駐車場の出入口数	7箇所(出入口7箇所) 添付資料図-3(2)施設配置図のとおり			
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで			

3. 審查事項

(1)駐車場整備	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 722 台 > 462 台
等への配慮	従業員駐車場等の整備	235 台 (冬季堆積場及び従業員駐車場)
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	55 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式・遮断機なし
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。

			・店舗社員や取引先業者に対して店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速度走行等を行うよう徹底指導する。・出入口看板、出庫時の一旦停止標示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。・周辺が通学路である旨掲示して、スピードダウンなど学童の通行安全確保の喚起を図る。			
					は入口周辺に配置し、 な駐車場誘導を行う。	
	除排雪による	堆積方法	•従業員駐車場		た場合に除雪を行うなどに一時堆雪する める。	
(2)騒音発生	昼間の等価	掻音レベルの	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
への配慮	予測結果		1	55dB	50dB	0
			2	55dB	48dB	0
			3	55dB	49dB	0
			4	55dB	51dB	0
	夜間の等価	掻音レベルの	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
	予測結果		1	45dB	31dB	0
			2	45dB	33dB	0
			3	45dB	31dB	0
			4	45dB	23dB	0
		予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	夜間の音源	a1	冷凍機室外機	40dB	33dB	0
	毎騒音レベル最大値の					
	予測結果					
	騒音問題の一	·般的対策	店舗社員や取引慮の指導を行っ		の低速度走行などの	
	荷さばき作業	等の対策			め、待機車両は発生 入車両が集中しない	
	付帯設備・施設等の対策		冷凍機室外機や空調室外機は屋上や建物のの陰に設置するなどして、騒音の低減に配慮している。			
	青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場をチェーンで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。			
	その他の対応	その他の対応方策 冬期における駐車用等の除雪作業は、深夜及び早期 前6時)には行わない。			は、深夜及び早朝(午後10時~4
(3)廃棄物等	指針容量の整	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	指針容量 計	40 m³ =	≦ 設置容量	146 m³
	保管場所の位置、構造等		1			

	運搬•処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配 慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ゴミ等の保管施設は堅牢な密閉施設として、悪臭の発生を防ぐ。 ・調理場からの排気は周辺住宅から離れた屋上へ排出し、調理臭の低減を図っている。
	その他の対応方策	店舗運営責任者(店長など)との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等	- 学への配慮	当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。
(5)防災対策への	配慮	・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱ってる物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への	配慮	・地域で行う防犯運動などには、積極的に参加し協力する。 ・店舗周辺での事件発生時における地域住民等の駆け込み先として 必要な協力を行う。 ・夜間は機械整備の作動・警備員の定期巡回を行っている。
(7)関係行政機関	との協議状況	
	公安委員会(警察)	北海道札幌方面江別警察署交通課協議済
	地元市町村	江別市経済部商工労働課、江別市企画政策部都市計画課 協議済
	道路管理者	道路施設変更なし
	その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものと考える

審議案件に関する概要

平成30年5月15日 第1部会提出

	届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
,	届 出 日	平成29年11月13日
担 当 部 署 石狩振興局産業振興部商工労働観光課		石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
アルファ都市設計株式会社 代表取締役 川村 裕二	札幌市中央区南1条西7丁目1番地3

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地 📗 📗		江別市野幌住吉町商業施設 江別市野幌住吉町37番1ほか			
		株式会社ツルハ 代 札幌市東区北24条」			
(3)新 設 日		平成30年7月14日			
(4)店舗面積の合	(4)店舗面積の合計		2,360	m²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数		89	台	
	駐輪場の収容台数		14	台	
	荷さばき施設の面積	計	48	m²	
	廃棄物保管施設の容量	計	27	m³	
(6)施設の	開店時間•閉店時間	午前7時00分から午後9時45分まで			
運営方法	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分まで			
	駐車場の出入口数	3箇所(出入口3箇所)			
	荷さばき時間帯	午前6時00分から	午後10時0分ま	まで	

3. 審查事項

(1)駐車場整備	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 88 台 ≦ 89 台
等への配慮	従業員駐車場等の整備	45 台 (従業員駐車場及び冬期堆雪場所)
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	14 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式・遮断機なし
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。

	交通整理員の配置		繁忙時には交通 安全および違法	9整理員3名程度を 注駐車防止を図るほ	・駐車場出入口周辺 :か、適切な駐車場部	に配置し、交通 秀導を行う。	
	除排雪による	除排雪による堆積方法		・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場・冬期堆雪場所や駐車場外周部に一時堆雪するが、 適時排雪を行って必要台数の確保に努める。			
(2)騒音発生	昼間の等価類	番音レベルの			 予測結果	評価	
への配慮	予測結果		1	55dB	46dB	0	
1 12/21			2	55dB	48dB	0	
			3	55dB	42dB	0	
			4	55dB	41dB	0	
		 番音レベルの			予測結果	評価	
	予測結果	X H C C C C C C C C C C	1	45dB	29dB		
	1 183/107/		2	45dB	20dB	0	
			3	45dB	19dB	0	
			4	45dB	26dB	0	
	た 即の	 予測地点	 音源の種類			評価	
	夜間の音源 毎騒音レベ	al	冷凍機室外機(冷凍機)		51dB		
	ル最大値の 予測結果	a2	排気ガラリ(排気④)	40dB 40dB	48dB		
	住居壁際等における夜間の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
	騒音レベル最 大値	a1' a2'	冷凍機室外機(冷凍機) 排気ガラリ(排気④)	40dB 40dB	28dB 22dB	0	
			店舗社員や取引慮の指導を行う。		軍の低速度走行など	の環境への配	
	荷さばき作業等の対策			搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気 ガスの削減に取り組む。			
	付帯設備・施設等の対策		新設の室外機は	新設の室外機は、最新の低騒音型を設定する。			
	青少年等の蝟	青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないように配慮する。			
	その他の対応方策		午前6時以前に ・万が一、騒音問 ・駐車場内にア	は行わない。 問題が発生した際に	業は、基本的に午後 には、迅速に適切なる かな駐車場利用をお よう啓蒙する。	対応を図る。	
(3)廃棄物等	指針容量の整	:備	指針容量 計	11 m³	≦ 設置容量	27 m³	
への配慮	保管場所の位	置、構造等	廃棄物等保管が る。		飛散防止や美観・復	新生面に配慮す	
	運搬•処理対策		廃棄物の分別を	徹底し、運搬時の		ルを図る	

	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ゴミ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	店舗運営責任者(店長など)との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり	等への配慮	・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 ・屋外広告物の設置に際しては、法令等を遵守する。
(5)防災対策への)配慮	地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱ってる物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への)配慮	夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7)関係行政機関	雪との協議状況	
	公安委員会(警察)	北海道札幌方面江別警察署交通課、北海道警察本部交通部交通 規制課 助言を受けて対応済
	地元市町村	江別市経済部商工労働課、江別市教育委員会教育部総務課、江 別市生活環境部環境室環境課及び廃棄物対策課 助言を受けて対応済
	道路管理者	江別市建設部土木事務所道路管理課 協議済
	その他関係機関	北海道中央バス江別営業所 協議済
. 市町村、住民等	その意見	
(1)市町村の意見	L なし	
(2)住民等の意見	なし	

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものと考える

審議案件に関する概要

平成30年5月15日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成29年10月30日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ホーマックニコット	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号
代表取締役 氏家 智	
JA三井リース建物株式会社	東京都中央区銀座8丁目13番1号
代表取締役 保﨑 隆行	

2. 届出事項

(1)店舗名及び所		ホーマックニコット南幌店・ツルハドラッ		
(2)/17 (11) (2) (3) (1) (4)		グ南幌店		
		空知郡南幌町中央2丁目182-48の内、		
		-49の内		
(2)小売業者名、代表者名及び住所		株式会社ホーマックニコット		
		代表取締役 氏家 智		
		札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40		
		株式会社ツルハ		
		代表取締役 鶴羽 順		
		札幌市東区北24条東20丁目1番21号		
(3)新 設 日		平成30年7月1日		
(4)店舗面積の合計		1, 956. 41 m ²		
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	80台		
	駐輪場の収容台数	2 2 台		
	荷さばき施設の面積	5 6 m²		

	廃棄物保管施設の容量	19.36 m³
(6)施設の	開店時間・閉店時間	午前7時00分~翌午前0時00分
運営方法	駐車場の利用時間帯	午前6時30分~翌午前0時15分
	駐車場の出入口数	4 箇所(出入口 4 箇所)
	荷さばき時間帯	午前6時00分~午後10時00分

3. 審查事項

(1)駐車場整	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数80台≦80台
備等への	従業員駐車場等の整備	4 台
配慮	駐輪場(自動二輪車を	22台 (ニコット8台、ツルハ14台)
	含む)の整備	
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式駐車場/オペレーター無
	搬入車両等の誘導	各配送業者が集中しないように時間の配分に
		配慮します。
		一括配送などの実施により搬入回数の削減に
		配慮します。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設
		けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転
		車の安全確保に配慮します。
		・出入口には、一旦停止の路面表示及び看板、
		歩行者に対しての注意を促す注意喚起看板を
		設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮
		します。
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日
		に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めま
		す。
		なお、配置場所については、時間帯、混雑状
		況に応じ臨機応変に対応します。
	除排雪による堆積方法	除排雪業者と契約し、出入口付近の見通しの
		悪化等、交通安全上の問題が発生しないよう
		積雪時には適時排雪し、来客用駐車台数の確
	•	·

				保に努める	1			
(2)騒音発生	昼間の等価	掻音レベルの	予	予測地点	環境基準値	予測	結果	評 価
への配慮	測結果		1	5 5 dB	3 8	dB	0	
	夜間の等価		 予	予測地点	環境基準値	予測	結果	評価
	測結果	Z L · · · · · ·	,	1	4 5 dB	2 8		
	181 / 101 / 181	例結末		1	4 0 UD	2 0	цD	
	夜間の音	予測地点	音	源の種類	規制基準値	予測	結果	評 価
	源毎騒音レ					敷地	直近	
	ベル最大値	a 1	空	調機①	4 0	51	27	A1 に合成 C
	の予測結	a 2	空	調機②	4 0	57	27	A 1 `に合成 C
	果	a 3	空	調機③	4 0	57	27	A 1 `に合成 C
		a 4	空調機④		4 0	57	27	A 1 ~に合成 〇
		a 5	空	調機⑤	4 0	52	27	A1 に合成 (
		a 6	空	調機⑥	4 0	21	_	0
		a 7	空	調機⑦	4 0	21	_	0
		a 8	冷	凍機①	4 0	26	_	0
		a 9	排	気①	4 0	50	27	A 1 `に合成 〇
		a 1 0	排	気②	4 0	50	27	A1 に合成 C
		a 1 1	排	気③	4 0	50	27	A1 に合成 C
		c 1/c 1'	自	動車走行音	4 0	51	35	0
		d 1/d 1`	ド	ア開閉音	4 0	52	36	0
	騒音問題の-	一般的対策		・店舗職員	員や取引先業者	者に対	して、	店舗周辺
				及び駐車場	場内走行時の気	安全確	認や何	氐速走行及
				びアイド!	リング防止等	を行う	よう扌	指導いたし
				ます。				
				・来客者	ヘアイドリン :	グ停止	の呼び	びかけをす
				る看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配				
				慮します。				
				· 豪雪時7	など安全が優々	先され	る以タ	外の通常の
				除排雪作	業は夜間(午行	後10	時から	ら午前6時
				まで)は行	亍いません。			

荷さばき作業等の対策	・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を
	減少させ、騒音の軽減に配慮をします。
	・搬入業者にアイドリング停止を徹底させま
	す。
付帯設備・施設等の対策	・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽
	減に配慮します。
青少年等の蝟集等の対策	・閉店後については、駐車場出入口をチェー
	ンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対
	策を講じます。
その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場
	合、かかる問題についても適切な対応策を講
	じていきます。
	・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗
	の責任者が迅速に対応を図ります。

(3)廃棄物等	指針容量の整備	指針容量8. 506 m³ ≦ 設置容量19.
への配慮		3 6 m³
	保管場所の位置、構造等	・ホーマックニコット(2箇所)
		屋外密閉型で使用時以外は戸を閉め廃棄物
		の飛散防止に配慮します。
		・ツルハドラック(1箇所)
		室内密閉型で廃棄物が飛散することはあり
		ません。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り
		作業の迅速化を図ります。
		・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契
		約時に指示します。
		・設置容量は、指針による容量を充分上回っ
		ており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	・古紙、ダンボール、発砲スチロール等のリ
		サイクルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・当該施設では調理等を行わないので調理臭
		は発生しません。
		また生ゴミ等も発生しません。

		廃棄物は密閉型保管施設で保管し毎日排出し				
		ます。				
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場				
		合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じ				
		ていきます。				
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明はその光により地域				
		の住民等に悪影響を与える「光害」を生じる				
		ことがないよう、照明は駐車場敷地内を照ら				
		し、明るさは10ルクス程度に押さえ、営業				
		時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮しま				
		す。				
		・当該店舗が立地する地域において街並みづ				
		くりが行われる場合、その取り組みを阻害す				
		ることのないよう調和を図ります。				
(5)防災対策へ	の配慮	・地方公共団体から災害時の避難場所と				
		て、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱				
		っている物資の緊急時における提供等の要請				
		があった場合、必要な協力を行います。				
(6)防犯対策へ	の配慮	・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を				
		徹底して、防犯を図ります。				
		・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配				
		慮します。				
		・所轄警察署との連携を図って管理者が責任				
		を持って緊急時の対応等を行います。				
(7)関係行政機	と関との協議状況					
	公安委員会(警察)	北海道警察本部交通部交通規制課				
		札幌方面栗山警察署 交通課企画規制				
		・協議を行い対応済み				
	地元市町村	南幌町役場				
		都市整備課土木グループ、産業振興課商工額				
		光グループ、まちづくり課企業誘致グループ				
		・協議を行い対応済み				
	道路管理者	南幌町役場都市整備課土木グループ				
		・協議を行い対応済み				

	その他関係機	104	
4			

. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(空知総合振興局又は振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものと考える。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

0